

春の全国火災予防運動

火の取り扱いに
注意しましょう

3月1日(木)～7日(水)、春の全国火災予防運動が行われます。市民一人一人が防火意識を持ち、火災の発生を未然に防ぎましょう。

住宅防火対策展

市では、春の全国火災予防運動期間に合わせて、住宅用火災警報器や防災物品などの展示会を開催します。

日時 3月2日(金)～7日(水) 午前8時30分～午後5時15分
会場 市役所1階ロビー



春先は小さな火が大きな火事

冬から春先にかけては山火事が多くなる時期です。山火事の約7割は、12月から4月にかけて発生しています。

山火事の出火原因の約半数は、たき火、たばこ、農作業の枯れ草焼きの火入れによるものです。

この時期は、空気が乾燥し、枯れ草や落ち葉などが燃えやすい状態になっていることに加え、強風が発生することも多く、小さな火でも燃え広がりやすくなっています。

火の消し忘れなどのちょっとした不注意が、大きな山火事につながります。屋外で火を使うときには、気象状況を確認し、周囲に燃えやすいものがないか注意してください。また、近くに消火用の水を用意して、火から離れないようにしてください。

大切な自然を火災から守るため

にも、屋外での火の取り扱いには十分気をつけましょう。

※春の全国火災予防運動期間中の防火相談は、消防本部予防課または最寄りの消防署へ。

- 消防本部予防課(☎20-11591)
- 成田消防署(☎20-11594)
- 飯岡分署(☎36-01119)
- 赤坂消防署(☎26-3210)
- 公津分署(☎29-6627)
- 三里塚消防署(☎35-1007)
- 空港分署(☎30-1187)
- 大栄消防署(☎73-4141)
- 下総分署(☎96-4023)

中小企業資金融資制度

円滑な経営のために

対象 市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者

資金の種類と限度額

- 設備資金：3、000万円
- 運転資金：1、500万円
- 零細企業向け資金(運転・設備)：750万円

○季節資金：300万円

○運転・設備・零細企業向け資金

市内の放射線量測定結果

単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(40カ所)	1/4～13	0.04～0.11	0.04～0.12	0.04～0.11
保育園・幼稚園・認可外保育施設(36カ所)	1/4～13	0.05～0.10	0.05～0.11	0.05～0.23
保育園・幼稚園・認可外保育施設(36カ所)の砂場・ブランコなど	1/4～13	-	0.05～0.17	0.04～0.25
公園(140カ所)	1/17～25	0.06～0.15	0.06～0.16	0.05～0.17
市役所(花崎町)	1/23	0.12	0.14	0.15
	1/30	0.11	0.13	0.14
下総支所(猿山)	1/23	0.14	0.14	0.15
	1/30	0.13	0.14	0.14
大栄支所(松子)	1/23	0.11	0.11	0.11
	1/30	0.11	0.11	0.11
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	1/23	0.11	0.12	0.12
	1/30	0.11	0.12	0.14
幡谷大気測定局(久住体育館隣り)	1/23	0.12	0.13	0.14
	1/30	0.12	0.13	0.15

※小中学校の通学路261地点の測定結果については、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyoshido/std0058.html>)に掲載しています。各施設の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

- ・1年以内：2・4%(実質自己負担率0・2%)
- ・1年を超え3年以内：2・8%(実質自己負担率0・5%)
- ・3年を超え5年以内：2・9%(実質自己負担率0・6%)
- ・5年を超え10年以内(設備資金のみ)：3・3%(実質自己負担率0・8%)

- 季節資金
- ・6カ月以内：2・3%(実質自己負担率0・1%)
- ※くわしくは商工課(☎20-11622)へ。

500万円を限度に 事業費の半額を補助

がけ地の整備

がけ崩れは、斜面が崩れ落ちる災害で、大雨・長雨・地震により地面が緩んだときに発生します。スピードが速く、崩れた土砂が斜面の高さの2〜3倍も離れた所まで達することもあります。

市では、危険ながけ地に擁壁ようへきを設けたり、傾斜地を整備したりする人に対する補助を次の通り実施しています。

- 対象 ① 次の条件に当てはまるもの
(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)
 - ② 高さ(垂直)5メートル以上、傾斜度30度以上のがけ地の整備
 - ③ 崩壊により住居に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備
- 補助額 ① 500万円を限度に事業

費の半額補助を受けるには手続きが必要です。着工する前に土木課に相談してください。

※くわしくは同課(☎20-1550)へ。

医療費の一部負担金の減免制度 免除・徴収猶予になる 場合があります

災害などにより医療費の支払いが困難な世帯は、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の減免制度があります。

- 対象となる世帯 ① 次のいずれかに当てはまる世帯
- ① 震災、風水害、火災そのほかこれらに類する災害により死亡し、障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害などによ

市長日誌

【1月16日～31日】

19日	成田商工会議所新春賀詞交歓会
21日	池坊成田市支部新春初生け式
22日	成田市農業大使 永島敏行氏講演会
25日	新春交通安全出動式
27日	成田空港に関する四者協議会
28日	フォーラム・イン・ナリタ
30日	八富成田斎場管理運営連絡協議会
31日	収賄事件再発防止・法令遵守等に関する調査特別委員会 人権教室&子ども茶論2012in津富浦小 千葉県市長会定例会・職員表彰式



子ども茶論で小学生と対話(31日)

申請は2月29日までに

千葉県災害義援金

県では、東日本大震災で住宅の一部が損壊した世帯を対象に、県災害義援金の配分を行っています。義援金の申請には、災証明が必要で、申請が済んでいない人

る農作物の不作、不漁そのほかこれらに類する理由により収入が減少したとき

- ③ 事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき
- ④ ①〜③の要件に類する理由があつたとき

徴収猶予になる要件 ① 被保険者などの収入の合計額が生活保護基準額の100分の110以下である世帯

免除になる要件 ① 入院療養を受ける被保険者の属する世帯で、同一の世帯に属する全ての被保険者の収入の合計額が生活保護基準以下で、預貯金の合計額が生活保護基準の3カ月以下である世帯

※制度を利用するには、あらかじめ申請が必要です。くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国のローンを 受けている人に

教育資金に利子補給

は、危機管理課(市役所4階)で手続きをしてください。
申請期限 ① 2月29日(水)
配分金額 ① 1万5,000円
り災証明書の発行
申請時間 ① 午前8時30分〜午後5時15分
持ち物 ① 印鑑、本人確認ができるもの、被害状況が分かる書類などの写し
※くわしくは同課(☎20-1523)へ。

事業所と企業のご協力を

経済センサスー活動調査

もの、市税納税証明書(平成22年度分、4月以降の申請は平成23年度分)、印鑑、在学・入学を証明できるもの
※くわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ① 固定資産税(第4期)
- ② 国民健康保険税(第8期)
- ③ 後期高齢者医療保険料(第8期)
- ④ 介護保険料(第8期)

納期…2月16日(木)～29日(水)

※くわしくは①資産税課(☎20-1514)、②③保険年金課(☎20-1526)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

国の産業統計情報の整備を目的として、全国の事業所と企業を対象に経済センサス・活動調査が行われています。調査票の提出が済んでいない場合は、至急、調査票を調査員に提出してください。
※くわしくは行政管理課(☎20-1501)へ。